

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみの現状と課題

1 ごみ処理システム

本市では、大和地域（合併前の旧大和町の区域）から発生する一般廃棄物を魚沼市に委託処分していることから、市内の地域で分別区分、処分方法が異なります。

また、本市のごみ処理施設では、湯沢町から発生する一般廃棄物を受入処理しています。

(1) ごみ収集・処理区域

本市における収集・処理区域は、**図 2-1** のとおりです。



図 2-1 本市のごみ処理区域

(2) ごみの分別（平成30年4月1日現在）

家庭系ごみの分別は、合併前の旧町を地域単位として、六日町地域及び塩沢地域は表2-1のとおり、大和地域は表2-2のとおり行っています。

事業系ごみの分別は、家庭系ごみの分別に準じて行っています。

表 2-1 六日町地域、塩沢地域の分別区分

区 分		分別数	主な内容	収集方法
六日町地域 塩沢地域	もえるごみ	1	生ごみ、皮革類、紙おむつ、プラスチック製品（容器包装を除く）、スキー靴、使い捨てカイロなど	ステーション収集
	缶	1	飲食用の缶類、スプレー缶などの空き缶	ステーション収集
	びん	1	飲食用のびん、薬の容器の空きびん	ステーション収集
	有害ごみ	1	蛍光灯、乾電池、水銀体温計	ステーション収集
	その他不燃ごみ	1	金属類、陶磁器類、化粧品類のびん、割れたびん、ガラスくず、白熱電球、電気コード、刃物、不燃性粗大ごみ以外の小型家電製品など	ステーション収集
	ペットボトル	1	飲食用のペットボトル	ステーション収集
	その他のプラスチック容器包装類	1	白トレイ、発泡スチロール、ブラマークのある容器包装	ステーション収集
	古紙類	6	新聞紙、雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋・包装紙、ダンボール、米袋、紙パック、シュレッド紙	ステーション収集 拠点回収
	粗大ごみ	1	ふとん、家具、畳、机、自転車など	戸別収集
	廃天ぷら油	1	植物性の天ぷら油	拠点回収
	古着・古布	1	古着、カバン類、生地類	拠点回収
	不用食器	1	陶磁器製・ガラス製の食器類	拠点回収

表 2-2 大和地域の分別区分

区 分		分別数	主な内容	収集方法
大和地域	燃やせるごみ	1	生ごみ、皮革類、紙おむつ、プラスチック製品（容器包装を除く）、スキー靴、使い捨てカイロなど	ステーション収集
	燃やせないごみ	1	直径15cm以内のもの 空き缶、空きビン、ガラス類、陶磁器類、乾電池、縫い針・釣り針など	ステーション収集
	大型ごみ	1	直径15cmを超えるもの 小型家電製品、ふとん、家具、畳、机、自転車など	戸別収集
	ペットボトル	1	飲食用のペットボトル	ステーション収集
	白トレイ	1	白トレイ	ステーション収集
	その他のプラスチック容器類	1	ブラマークのある容器包装	ステーション収集
	古紙類	4	ダンボール、米袋、新聞紙、その他紙類	ステーション収集 拠点回収
	廃天ぷら油	1	植物性の天ぷら油	拠点回収
	古着・古布	1	古着、カバン類、生地類	拠点回収
	不用食器	1	陶磁器製・ガラス製の食器類	拠点回収

(3) ごみの処理手数料（平成30年4月1日現在）

各地域における家庭系ごみの処理手数料は表2-3、事業系ごみの処理手数料は表2-4のとおりです。

表 2-3 家庭系ごみの処理手数料

区分		六日町地域・塩沢地域		大和地域	
有料化手法		従量制		従量制	
市が収集する家庭系廃棄物	家庭用可燃ごみ (指定袋)	1号袋(10ℓ)	20円/枚	1号容器(10ℓ)	16円/枚
		2号袋(30ℓ)	35円/枚	2号容器(20ℓ)	23円/枚
		3号袋(45ℓ)	50円/枚	3号容器(45ℓ)	32円/枚
	家庭用不燃ごみ (指定袋)	1号袋(10ℓ)	20円/枚	-	-
		2号袋(20ℓ)	25円/枚	4号容器(25ℓ)	20円/枚
		3号袋(45ℓ)	30円/枚	5号容器(45ℓ)	40円/枚
	家庭用容器包装ごみ (指定袋)	-	-	1号容器(10ℓ)	8円/枚
		2号袋(20ℓ)	25円/枚	2号容器(20ℓ)	11円/枚
		3号袋(45ℓ)	30円/枚	3号容器(45ℓ)	15円/枚
	大型ごみ(指定袋)	-	-	6号容器(45ℓ)	350円/枚
	粗大ごみ	小物券	500円	小物券	500円
		中物券	1,000円	中物券	1,000円
		大物券	2,000円	大物券	2,000円
処理施設への直接搬入		破砕なしの場合	50円/10kg	可燃ごみ 不燃ごみ	35円/10kg
				容器包装ごみ	指定袋のみ
		破砕ありの場合	100円/10kg	大型ごみ	250円/10kg
		指定処理品	500円～ 1,500円/個	指定処理品	500円～ 2,000円/個

表 2-4 事業系ごみの処理手数料

区分		六日町地域・塩沢地域		大和地域	
有料化手法		従量制		従量制	
事業用可燃ごみ (指定袋)	4号袋(15ℓ)	45円/枚	-	-	
	5号袋(45ℓ)	85円/枚	3号容器(45ℓ)	55円/枚	
	6号袋(90ℓ)	140円/枚	4号容器(70ℓ)	90円/枚	
事業用不燃ごみ (指定袋)	-	-	-	-	
	5号袋(45ℓ)	70円/枚	5号容器(45ℓ)	80円/枚	
	6号袋(90ℓ)	130円/枚	-	-	
処理施設への直接搬入		破砕なしの場合	75円/10kg	可燃ごみ 不燃ごみ	50円/10kg
		破砕ありの場合	150円/10kg	大型ごみ	300円/10kg

(4) ごみ処理・処分状況

ごみ処理・処分におけるフロー（流れ）は、**図 2-2** 及び**図 2-3** のとおりです。

環境衛生センター可燃ごみ処理施設では、ごみを高温で溶融し、再資源化が可能な溶融スラグにしています。溶融スラグは、市道及び公共施設地内の工事の埋戻し材及びコンクリート二次製品として活用しています。

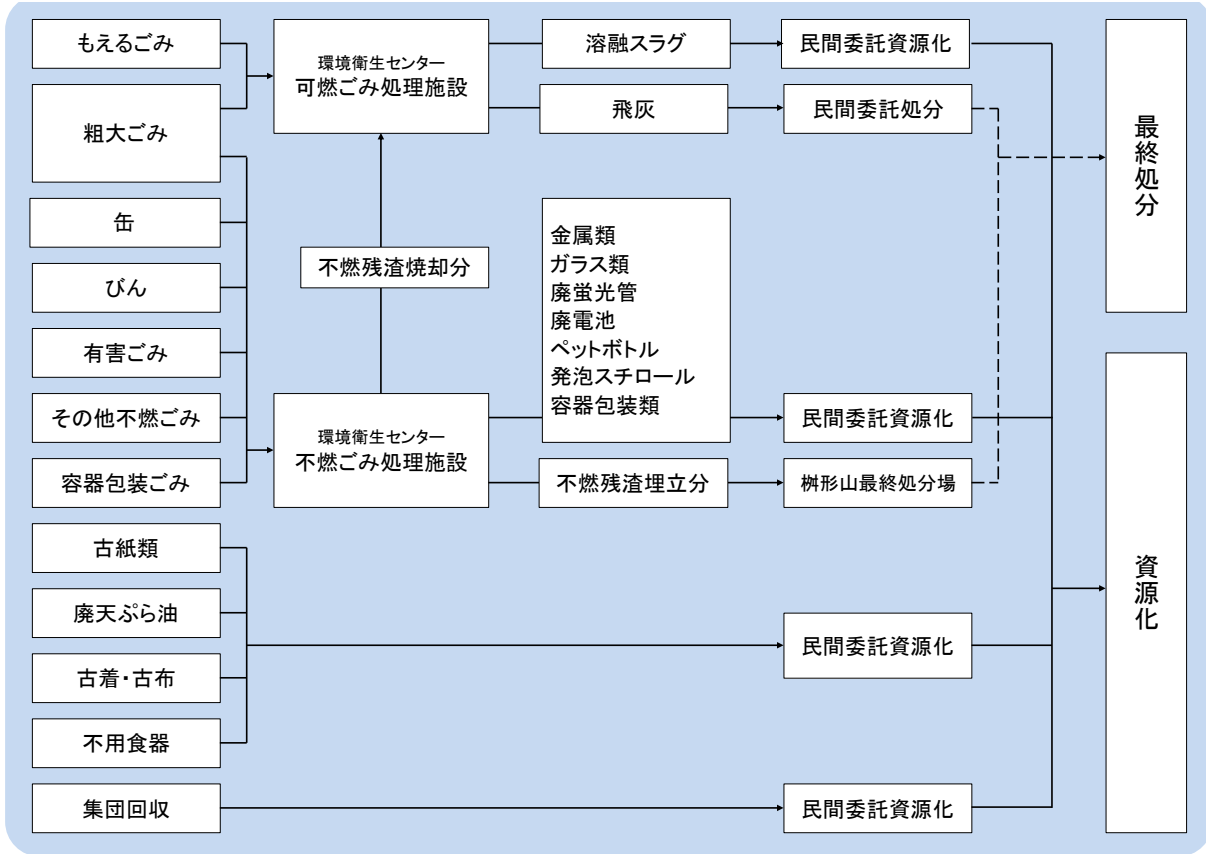


図 2-2 六日町地域、塩沢地域のごみ処理フロー

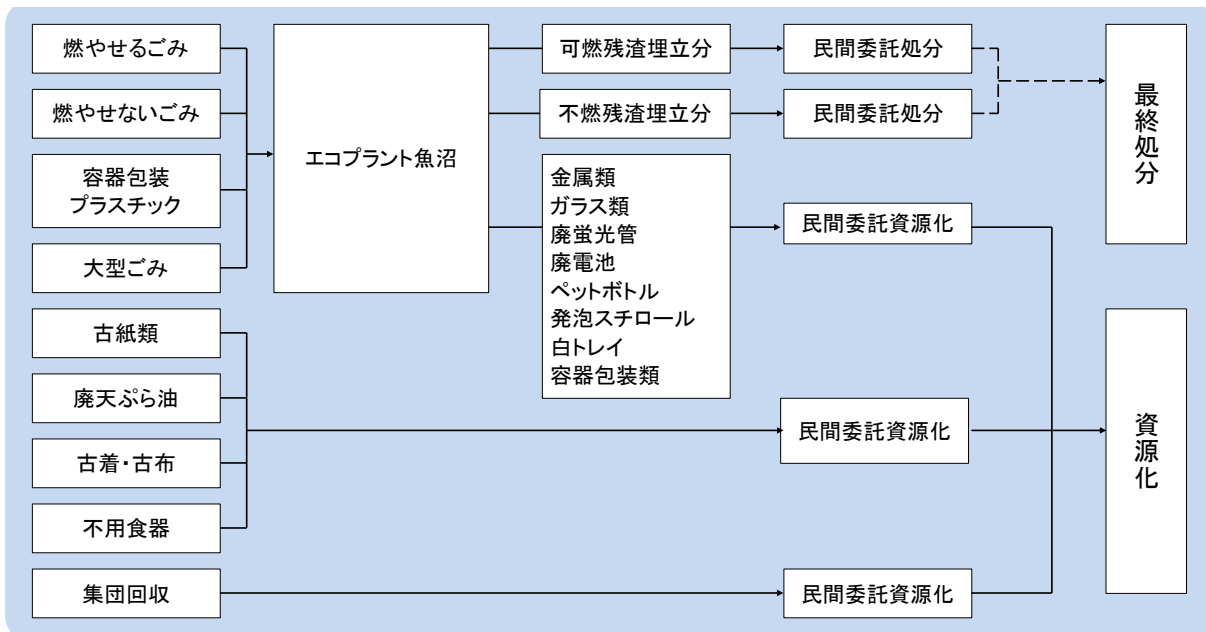


図 2-3 大和地域のごみ処理フロー

(5) 施設の概要

○可燃ごみ処理施設

環境衛生センター可燃ごみ処理施設は、資源循環型社会に適合した、酸素式熱分解直接溶融方式によるガス化溶融炉の処理施設であり、平成16年より稼働しています。

施設では、有害物質による環境汚染対策として、搬入されたごみを高温で溶融し、再生資源としてスラグ化を図り、排気ガスは環境基準を満たすことにより、環境への負荷を低減しています。

溶融スラグについては、再生資源としての活用を促進し、本市が発注する公共事業において埋戻し材に利用する等、最終処分量の減量化を図っています。また、溶融スラグの JIS 品質管理を適正に行い、コンクリートへの二次製品化も図っています。

飛灰については、最終処分として民間の専門業者に委託し、処分の確認を実施する等、適正な処理を行っています。

大和地域のごみを処理委託しているエコプラント魚沼についても、常時、情報交換等を密にし、適正な管理・処分を図っています。

表 2-5 可燃ごみ処理施設の概要

施設名称	南魚沼市環境衛生センター 可燃ごみ処理施設	エコプラント魚沼 (魚沼市)
処理区域	六日町地域、塩沢地域	大和地域
処理方式	酸素式熱分解直接溶融方式	准連続燃焼炉方式
処理能力	110t/24h (55t/24h×2 炉)	95t/16h (47.5t/16h×2 炉)
発電能力	1,350kw	-
竣工	平成16年3月	平成7年3月
その他	付属温浴施設へ余熱利用	付属施設へ余熱利用

○不燃ごみ処理施設

環境衛生センター不燃ごみ処理施設は平成9年の稼働以来、不燃ごみを選別・破碎することにより、びんや鉄、アルミ等の有効資源の回収を行っています。また、平成23年度より容器包装プラスチックの分別収集、平成29年度より廃天ぷら油の拠点回収を開始し、今まで可燃ごみで焼却していたものを資源としてリサイクルしています。

施設から最終的に発生する残渣については、榊形山最終処分場で埋め立て処分をしています。

大和地域のごみを処理委託しているエコプラント魚沼についても、可燃ごみ処理施設同様に、情報交換等を密にし、適正な管理・処分を図っています。

表 2-6 不燃ごみ処理施設の概要

施設名称	南魚沼市環境衛生センター 不燃ごみ処理施設	エコプラント魚沼 (魚沼市)
処理区域	六日町地域、塩沢地域	大和地域
処理方式	粗大ごみ併用処理方式	粗大ごみ併用処理方式
処理能力	30t/5h	23t/5h
竣工	平成9年2月	平成7年3月

○最終処分施設

環境衛生センター不燃ごみ処理施設から発生する残渣は、榊形山最終処分場で埋め立て処分をしています。この処分施設は、埋め立ての進行とともに建屋を移動させるタイプのクローズ型であり、更に、浸出水を内部循環式として場外へ放流しないことで、周辺環境にも配慮したものになっています。また、建屋内の廃棄物の安定化促進、安全性の確保に配慮し、遠隔監視制御システム、屋根の融雪設備を採用しています。

表 2-7 最終処分場の概要

施設名称	榊形山最終処分場
処理区域	六日町地域、塩沢地域
埋立廃棄物	破碎不燃ごみ
埋立地面積	1,904 m ² (952 m ² ×2)
埋立容量	14,200 m ³ (7,100 m ³ ×2)
水処理方式	生物処理+凝集沈殿+ろ過
水処理能力	10 m ³ /日
竣工	平成10年7月
残存容量	3,650 m ³ (平成29年度末現在)

2 ごみの処理実績

(1) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、表 2-8 及び図 2-4 のとおりです。

平成 29 年度の家庭系ごみ排出量は、平成 21 年度と比較し約 7.6%の削減となっており、平成 30 年度の中間目標値の 13,643t を達成しています。

また、一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度 617g で、こちらも平成 30 年度の中間目標値の 643g を達成しています。

表 2-8 家庭系ごみ排出量の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 中間目標値
可燃ごみ	t	11,886	11,950	11,576	11,124	11,056	10,849	10,751	10,373	10,517	-
不燃ごみ	t	458	425	346	437	530	493	449	362	385	-
資源ごみ	t	1,334	1,043	1,568	1,519	1,568	1,437	1,334	1,073	1,177	-
粗大ごみ	t	227	200	823	868	1,023	856	1,099	823	925	-
集団回収	t	551	566	435	417	411	411	416	387	363	-
家庭系ごみ合計	t	14,456	14,184	14,748	14,365	14,588	14,046	14,049	13,018	13,367	13,643
人口	人	62,151	61,926	61,460	60,895	60,305	59,731	58,995	58,337	57,734	-
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g	613	602	636	628	644	625	631	593	617	643

※一人1日当たり家庭系ごみ排出量は「集団回収」を除きます。

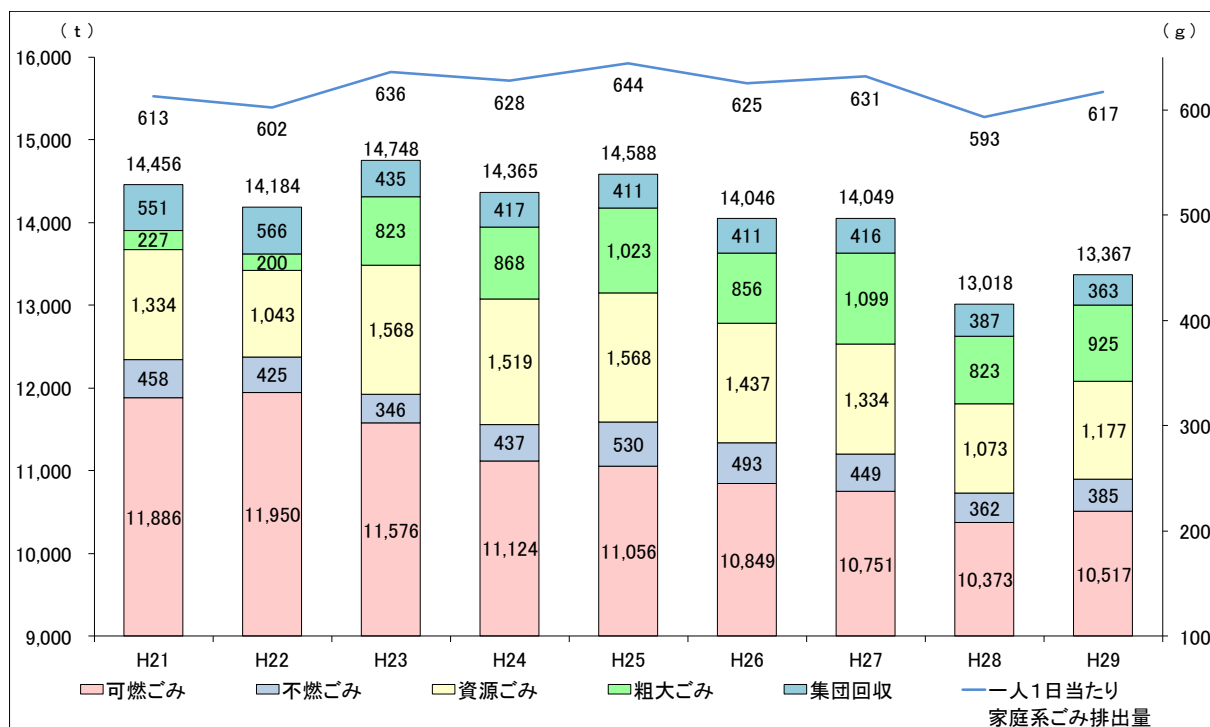


図 2-4 家庭系ごみ排出量の推移

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、表 2-9 及び図 2-5 のとおりです。

平成 29 年度の事業系ごみ排出量は、10,710t で、平成 30 年度の中間目標値の 7,367t を達成できていません。今後も減量化・適正処理の推進を図る必要があります。

なお、平成 23 年度のごみが増加した原因は、新潟・福島豪雨災害の影響によるものです。

表 2-9 事業系ごみ排出量の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 中間目標値
可燃ごみ	t	8,138	9,145	10,409	7,923	7,974	7,876	8,214	8,940	10,125	-
不燃ごみ	t	174	175	115	111	122	109	50	46	41	-
資源ごみ	t	454	293	437	407	714	730	462	452	481	-
粗大ごみ	t	38	46	172	107	101	83	85	61	63	-
事業系ごみ合計	t	8,804	9,659	11,133	8,548	8,911	8,798	8,811	9,499	10,710	7,367
人口	人	62,151	61,926	61,460	60,895	60,305	59,731	58,995	58,337	57,734	-
一人1日当たり 事業系ごみ排出量	g	388	427	495	385	405	404	408	446	508	-

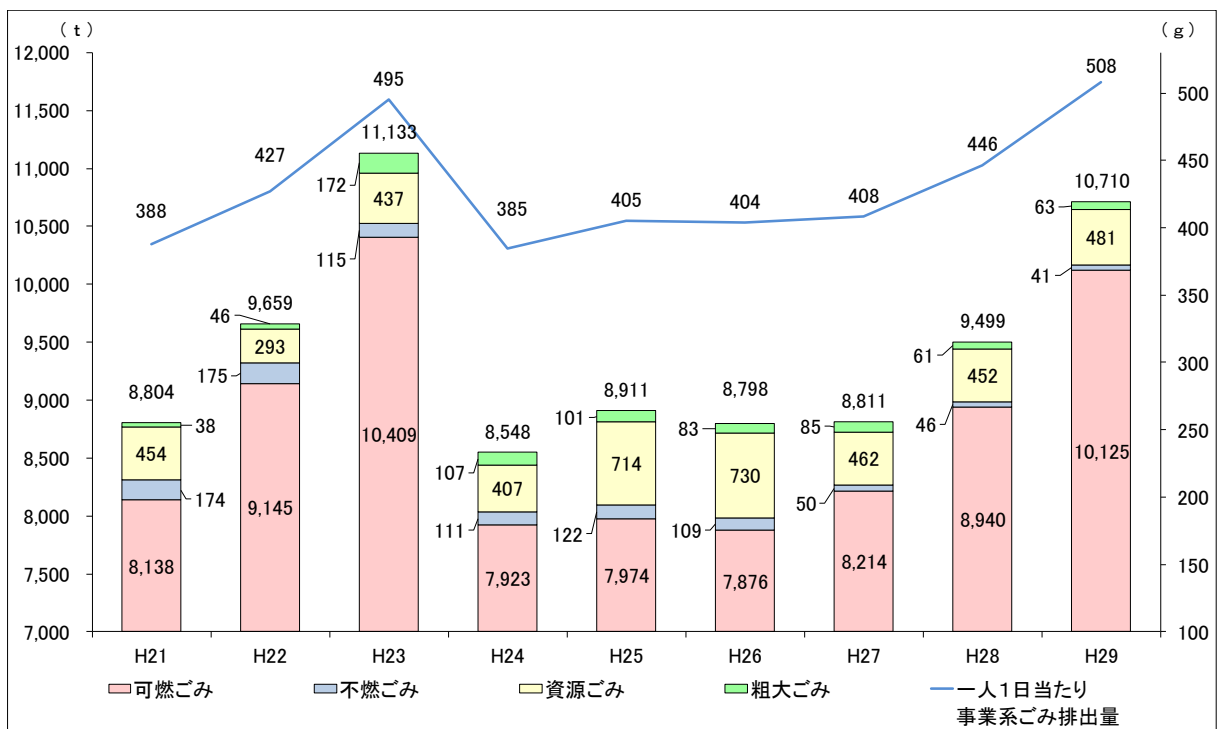


図 2-5 事業系ごみ排出量の推移

(3) ごみの総排出量

ごみの総排出量の推移は、表 2-10 及び図 2-6 のとおりです。

平成 29 年度のごみ総排出量は、24,077 t で、平成 30 年度の中間目標値の 21,010t を達成できていません。

また、一人 1 日当たりのごみ量は 1,143 g で、こちらも平成 30 年度の中間目標値の 1,014 g を達成できていません。

表 2-10 ごみの総排出量の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 中間目標値
家庭系ごみ	t	14,456	14,184	14,748	14,365	14,588	14,046	14,049	13,018	13,367	13,643
事業系ごみ	t	8,804	9,659	11,133	8,548	8,911	8,798	8,811	9,499	10,710	7,367
ごみ総排出量	t	23,260	23,843	25,881	22,913	23,499	22,844	22,860	22,517	24,077	21,010
人口	人	62,151	61,926	61,460	60,895	60,305	59,731	58,995	58,337	57,734	-
一人1日当たり ごみ排出量	g	1,025	1,055	1,151	1,031	1,068	1,048	1,059	1,057	1,143	1,014

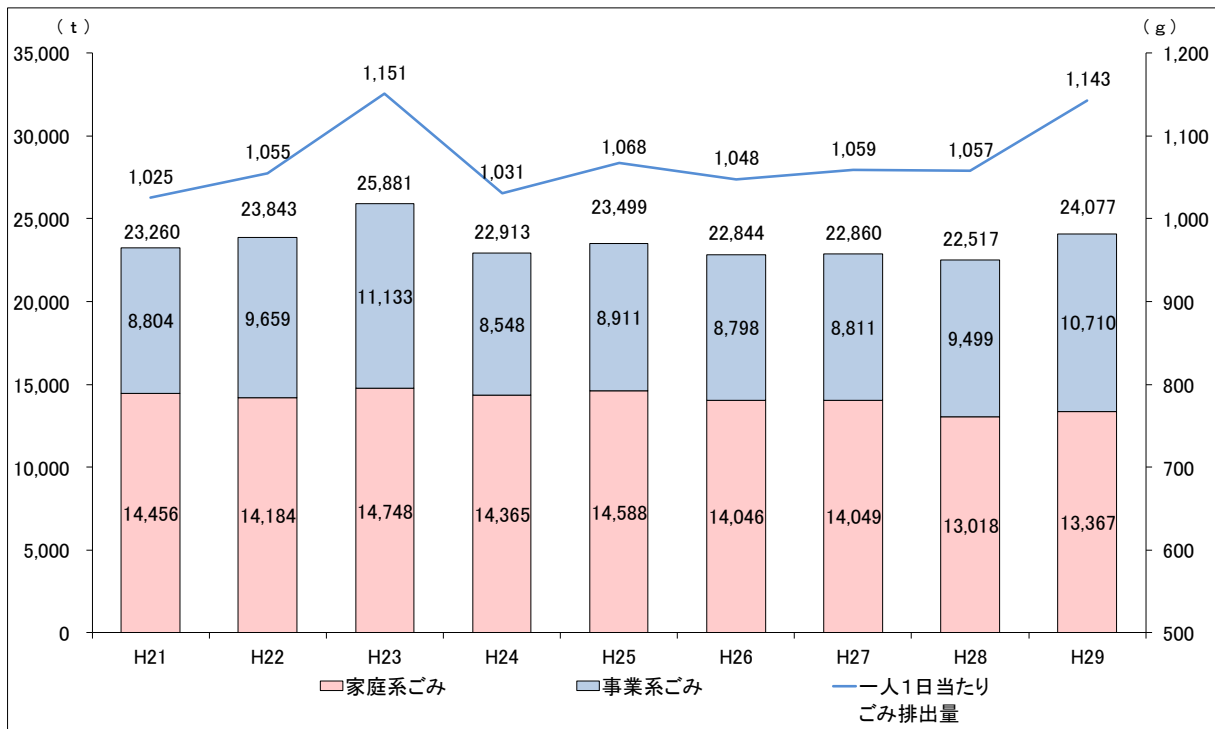


図 2-6 ごみの総排出量の推移

(4) 資源化量とリサイクル率の推移

本市におけるリサイクル率は、表 2-11 及び図 2-7 のとおりです。

平成 29 年度の資源化量は 3,137 t、資源化率は 13.0%で、平成 30 年度の間目標値の資源化量 3,815t、資源化率 18.2%をどちらも達成できていません。

表 2-11 資源化量と資源化率の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 中間目標値
ごみ総排出量	t	23,260	23,843	25,881	22,913	23,499	22,844	22,860	22,517	24,077	—
総資源化量	t	3,722	3,793	3,330	3,271	3,316	3,217	3,453	2,919	3,137	3,815
リサイクル率	%	16.0	15.9	12.9	14.3	14.1	14.1	15.1	13.0	13.0	18.2

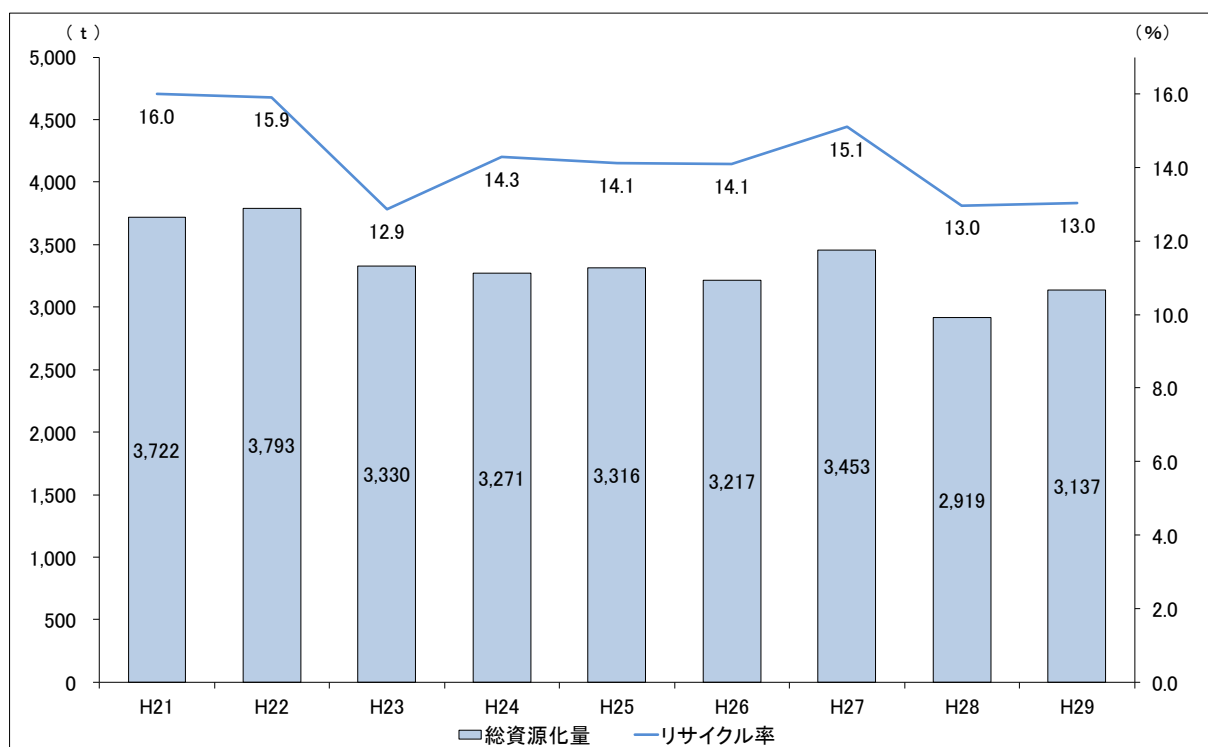


図 2-7 資源化量と資源化率の推移

(5) ごみの性状

可燃ごみの性状については、表 2-12 及び図 2-8 のとおりです。

可燃ごみの組成は、紙・布類が半数以上を占めています。

また、ごみ質の指標である三成分では、水分と可燃分で、全体の約 95%を占めています。

表 2-12 可燃ごみ組成分析結果

(単位: %)

項目／年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
ごみの種類・組成	紙・布類	59.9	58.4	53.8	49.8	64.0	49.4	74.1	49.7	61.0	57.8
	合成樹脂類	13.1	24.7	16.2	29.4	12.5	34.0	9.1	28.8	15.6	20.4
	木材、わら類	9.8	8.4	4.9	9.5	5.7	5.1	5.8	7.2	7.1	7.1
	厨芥類	13.1	6.9	15.7	8.7	14.3	8.1	8.7	10.3	11.8	10.8
	不燃物類	1.2	1.0	4.7	2.1	1.1	2.4	0.9	1.5	0.5	1.7
	その他	3.0	0.6	4.7	0.5	2.5	0.9	1.7	1.7	4.2	2.2
三成分	水分	56.2	48.7	51.5	48.6	57.4	46.7	52.7	44.3	55.7	51.3
	灰分	4.7	4.9	6.3	4.8	4.8	5.5	5.5	4.1	4.4	5.0
	可燃分	39.1	46.4	42.2	46.6	37.8	47.8	41.8	51.7	39.9	43.7

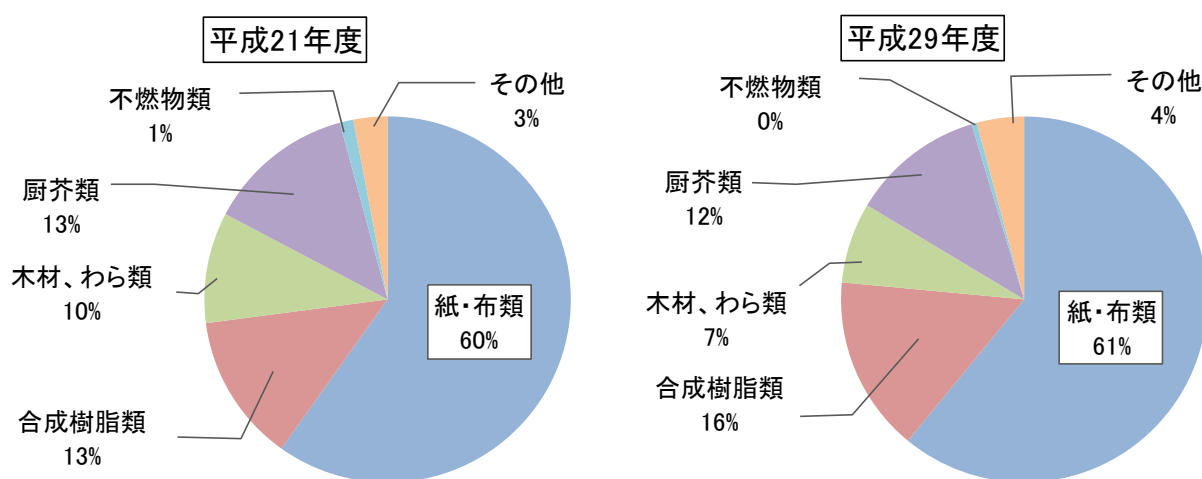


図 2-8 可燃ごみの組成

(6) ごみ処理に係る経費

ごみ処理に係る経費は、表 2-13 及び図 2-9 のとおりです。

平成 29 年度の本市のごみ処理経費は、約 9.5 億円です。

市民一人当たりのごみ処理経費は、約 16,499 円となっています。

人口は減少していますが、処理経費に大きな変化はありません。

表 2-13 ごみ処理経費の推移

(単位:千円)

項目年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
歳出	建設改良費	79,116	243,930	3,366	0	0	470	1,363	2,336	1,149
	処理・維持管理費	949,880	899,006	967,824	966,689	958,845	1,062,401	919,746	1,181,005	941,616
	その他	6,836	7,449	22,512	9,599	10,834	9,915	9,928	9,856	9,771
処理経費	1,035,832	1,150,384	993,701	976,287	969,679	1,072,786	931,036	1,193,198	952,536	
人口(人)	62,151	61,926	61,460	60,895	60,305	59,731	58,995	58,337	57,734	
一人当たり 処理経費 (円/人・年)	16,666	18,577	16,168	16,032	16,080	17,960	15,782	20,454	16,499	

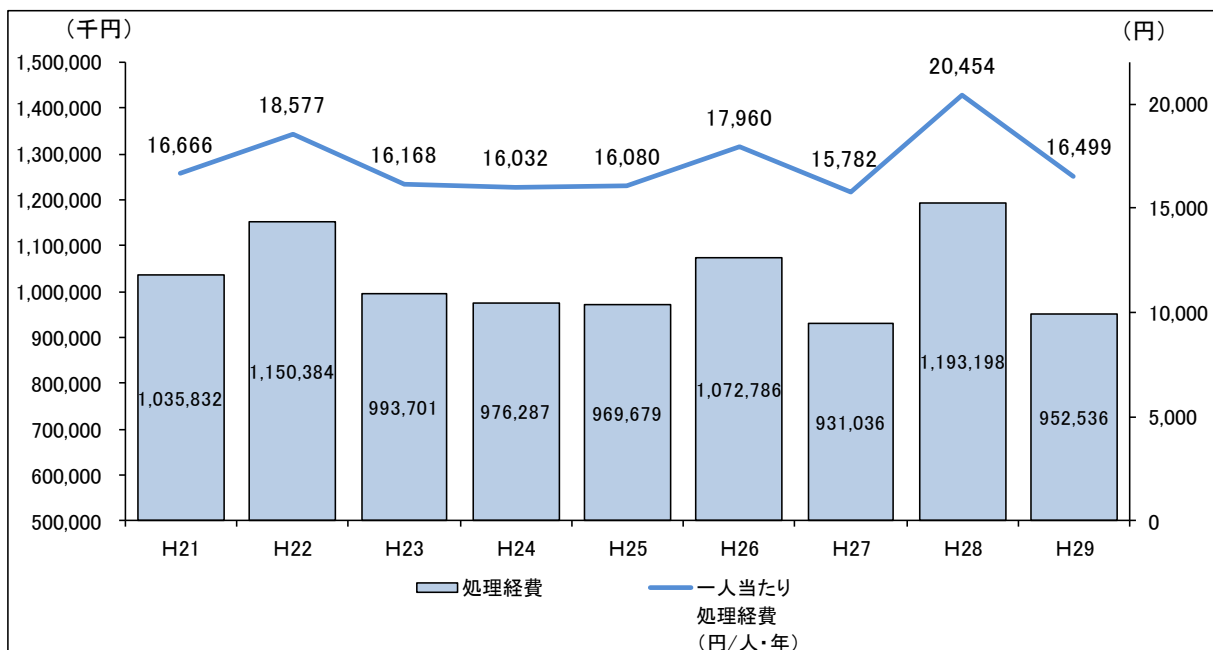


図 2-9 ごみ処理経費の推移

(7) 主な施策の概要と実施状況

前ごみ処理計画における主な施策の概要と実施状況は表 2-14 のとおりです。

表 2-14 主な施策の概要と実施状況

※実施状況 「○」：実施済み・実施中 「△」検討中 「×」：未実施

主な取り組み		概要	実施状況
啓発活動	ごみの減量化・資源化への啓発	本計画に基づく、ごみの減量化・資源化への取り組みについて、効果や重要性への啓発を図る。	○
	広報周知	市報や啓発チラシにより、ごみの現状や取り組みについて周知を図る。	○
	環境教育の推進	市民への出前講座の拡充、児童・生徒の施設見学等、幅広く環境教育を推進する。	○
	廃棄物の適正処理・処分	事業系廃棄物における適正処理・処分について、市報等により周知を図る。	○
	処理困難物等の取り扱い	処理困難物等は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であり、市報等を活用し、市民への周知徹底を図る。	○
減量化推進事業	生ごみ処理機購入補助	家庭用生ごみ処理機を購入する市民へ、購入費（購入費の1/3で上限を2万円）の補助を行う。	○
	マイバック運動等の推進	レジ袋や紙袋の排出抑制を推進するため、マイバック運動等の普及を図る。	△
リサイクル推進事業	集団回収事業の推進	子供会等の団体で実施する集団回収について、回収量（3円/kg：古紙類、アルミ缶）に対しての補助を行う。	○
	ごみ減量化・再資源化登録店事業	レジ袋の削減、商品の簡易包装化、店頭回収の実施等、ごみの減量化・再資源化への積極的な取り組みを推進している店舗を登録し、広く周知を図る。	○
	ステーション回収の拡充	少子高齢化社会への対応として、一部の拠点回収からステーション収集の拡充を図る。	○
環境美化活動	ボランティア袋の支給	地域の清掃活動に伴い、ボランティア袋を支給し、環境美化活動を推進する。	○
	市内一斉清掃の実施	市内全域における「一斉清掃の日」を設定し、地域の環境美化活動を推進する。	○
	不法投棄対策	3魚沼地域における不法投棄連絡防止協議会事業の活用を含め、不法投棄の撤去や監視パトロールの強化を図る。	○
災害対策	大規模災害に対する対応	大規模災害が発生した場合、被災地の環境衛生の保全と早期の復興及び迅速な対応を図るため、災害廃棄物処理計画を策定する。	○
次世代処理・処分施設の検討	次世代中間処理施設の整備検討	次世代処理施設の広域化処理に向け、新たな施設整備計画を検討する。 また、減量化・再資源化を更に推進するため、分別の見直し・検討も踏まえての施設整備計画とする。	△
	最終処分場の整備検討	現有最終処分場の延命化とともに、次期最終処分場の整備計画を検討する。	△

(8) ごみ処理の中間目標達成状況

前ごみ処理計画の重点項目における平成 29 年度実績値と目標値の比較については**表 2-15**のとおりです。

家庭系ごみは中間目標を達成していますが、事業系ごみは中間目標を達成できず、平成 25 年度の基準値より増加しています。

また、資源化率についても中間目標値を大きく下回っている状況です。

表 2-15 実績値と中間目標値の比較

項 目	単 位	H25 (2013) 実績値	H29 (2017) 実績値	H30 (2018) 中間目標値	H35 (2023) 計画目標値
ごみの総排出量	t	23,499	24,077	21,010	19,083
家庭系ごみの排出量	t	14,177	13,004	13,317	12,431
事業系ごみの排出量	t	8,911	10,710	7,367	6,359
集団回収	t	411	363	326	293
一人1日当たりの ごみの排出量	g	1,068	1,143	1,014	978
一人1日当たりの 家庭系ごみの排出量 (集団回収除く)	g	644	617	643	637
資源化量	t	3,316	3,137	3,815	3,900
資源化率 (リサイクル率)	%	14.1	13.0	18.2	20.4

3 ごみ処理の課題

(1) 家庭系ごみにおける課題

○3Rへの意識を高めるための環境教育活動

処理施設の見学や体験学習を継続し、幅広い年齢層に対応する活動を推進する必要があります。

○分別マナーの向上と違反ごみの防止を図るための周知・啓発活動の充実

市報等による周知やふれあい講座（出前講座）活動により、分別とマナーを継続して周知する必要があります。

○紙類の更なる分別

家庭系ごみの大部分を占める紙類について、再生可能な紙類の資源化の推進を更に図る必要があります。

○生ごみの減量化

家庭から出る厨芥類を減量化するためには、生ごみの水切りや食品口スを減らすことが重要であり、必要な施策や周知を図る必要があります。

○減量化と資源化を推進するための市民・事業者・行政の連携

資源化活動団体や減量化等推進審議会など、減量化・資源化への施策を連携して継続する必要があります。

(2) 事業系ごみにおける課題

○事業系ごみの減量化・資源化への取組み

事業系ごみの減量化や、ごみに含まれる再生可能な紙類などの資源化を進めるため、事業者が取り組みやすい施策や分かりやすい周知を行う必要があります。

○産業廃棄物の混入防止のための周知

一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、事業所における分別指導を図り、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

(3) 収集・処理体制における課題

○人口減少・少子高齢化社会に向けた効率的な収集・処理体制の検討

人口減少により家庭系ごみは減少傾向を辿り、今後もその傾向が続くことが予想されます。収集運搬体制については、将来的なごみ量の変化に対応できるように収集日や収集内容を検討する必要があります。

また、更に高齢化が進むことが考えられることから、高齢者などの世帯におけるごみ出しについて、必要な支援や方策を検討する必要があります。

○新ごみ処理施設での広域処理における適正処理の検討

現在計画を進めている新ごみ処理施設へ向けて、市内で統一した廃棄物の処理体制を図る必要があります。

○大規模災害発生時における迅速対応と実効性のある体制整備

南魚沼市災害廃棄物処理計画について必要な見直しを行うとともに、研修や訓練などに取り組む必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本方針（中間見直し）

(1) ごみ処理に係る理念・目標

見直し後のごみ処理基本計画（以下、「ごみ処理計画」という。）の基本理念・目標は、第2次総合計画及び環境基本計画に沿って、次のとおりとします。

**南魚沼市の豊かな自然環境を引き継ぐために、
地域内で完結する持続可能な循環型社会の構築を目指します。**

(2) ごみ処理に係る基本方針

基本理念・目標を踏まえたごみ処理計画の基本方針は、前ごみ処理計画と同じく、市民・事業者・行政が一体となった次の4つとします。

3 Rの推進

3 Rの取組みを推進・徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

※3 R：リデュース<Reduce：発生抑制>、リユース<Reuse：再使用>、リサイクル<Recycle：再生利用>

市民の取組み

使わないで捨てることのないよう「もったいない。」の気持ちで、「ごみを出さない。」生活への転換を図ります。

また、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化とリサイクルに協力します。

事業者の取組み

事業活動の各段階で廃棄物の発生抑制の体制を図るとともに、排出者責任を自覚し、発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理します。

店頭等での資源回収の拡大を図るなど、ごみの減量と資源化に努めます。

行政の取組み

市民や事業者に対し、ごみの分別や3 R の啓発を行い、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、排出されたごみを適正に処理・処分します。

2 将来のごみ排出量の見込み

(1) ごみ排出量の推計方法

ごみ処理計画の将来におけるごみの排出量は、平成25年度から平成29年度の実績値及び将来人口推計から推計します。

まずは、ごみの排出抑制などの施策を実施しない場合のごみ排出量を、ごみ処理基本計画策定指針に記載されているトレンド法と将来人口推計を用いて求めます。次に、総合計画等の目標値を参考に、ごみ処理計画で達成を目指す目標となるごみ排出量を決定します。

なお、事業系ごみ量は人口に比例しないことから、実績値から1日当たり事業系ごみ量を算出することで、将来の事業系ごみ量を推計します。

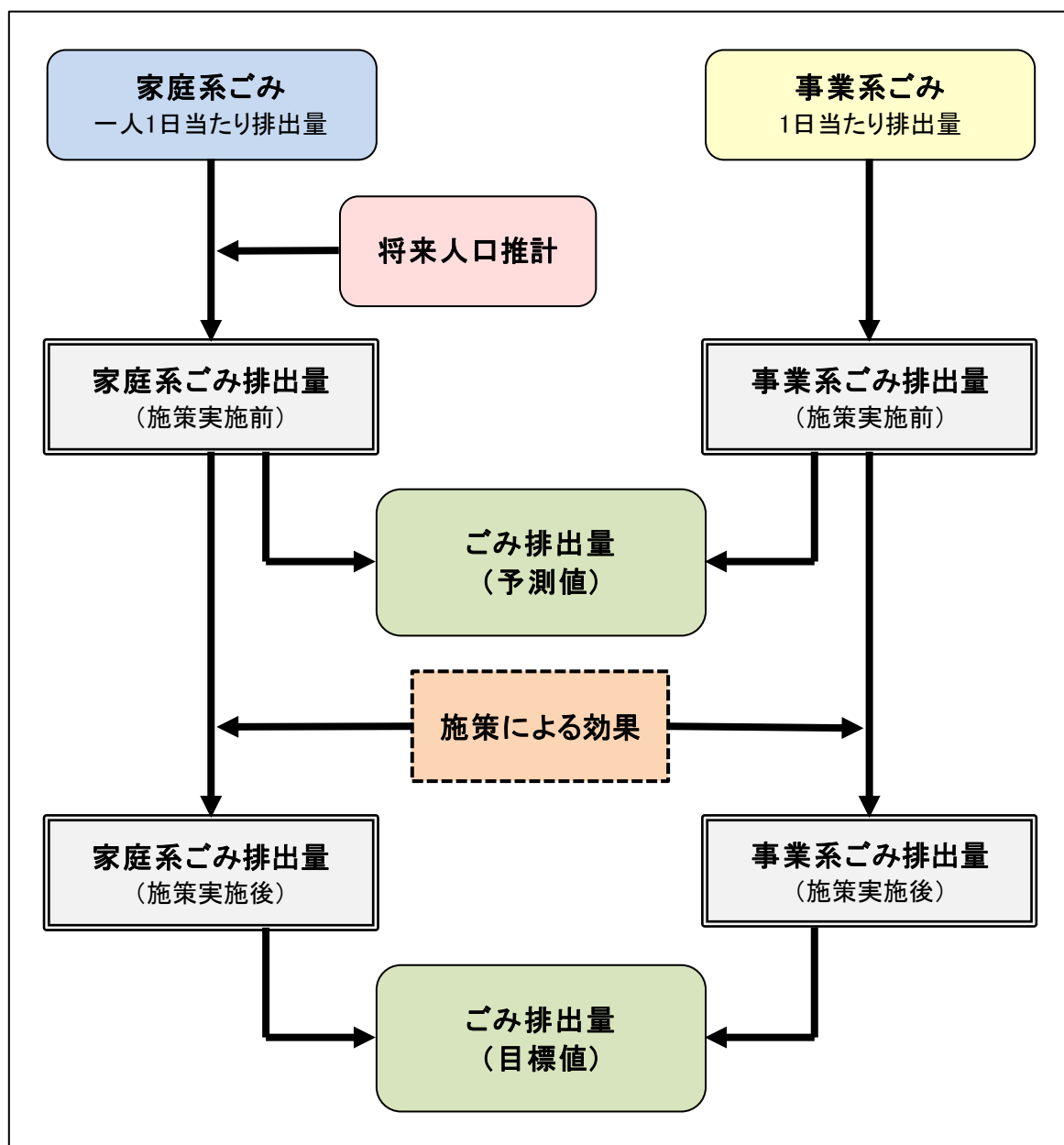


図 2-10 ごみ排出量の推計方法

(2) 将来人口推計

前ごみ処理計画での推計は、南魚沼市人口問題プロジェクトの将来人口推計値を参考にし、平成35(2023)年度の人口を53,478人(外国人人口を含まない)と推計しましたが、ごみ処理計画では、人口ビジョンを参考に改めて将来人口推計を行いました。

推計は、人口ビジョンの平成37(2025)年度目標人口である56,239人から平成35(2023)年度の人口ビジョン目標人口56,913人を推計し、更に、平成30(2018)年度の人口ビジョン目標人口推計値と実際の人口の誤差を求めたところ1,430人の誤差があったため、この誤差を補正し平成35(2023)年度の人口推計値を55,453人(外国人人口を含む)としました。

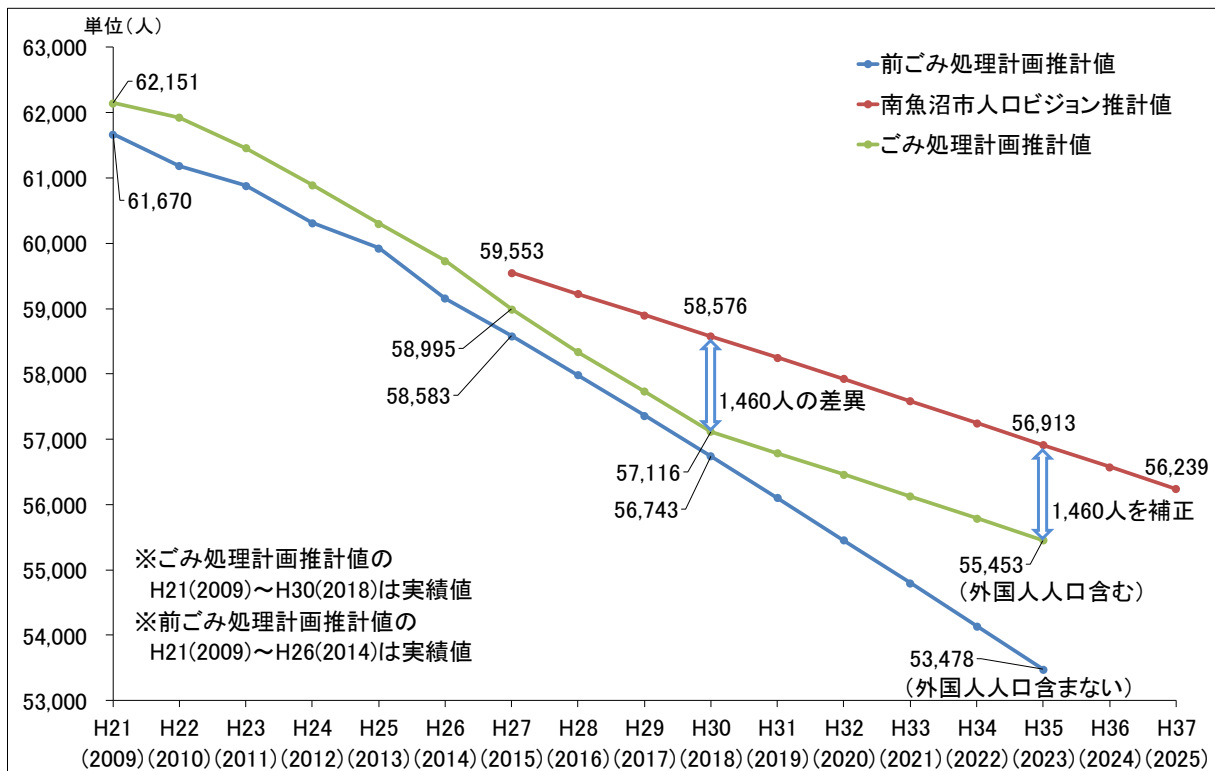


図 2-11 人口推計の見直し

(3) 将来におけるごみ排出量の推計結果

平成25年度から平成29年度の実績から推計した、将来におけるごみの排出量等は図2-12から図2-15のとおりです。

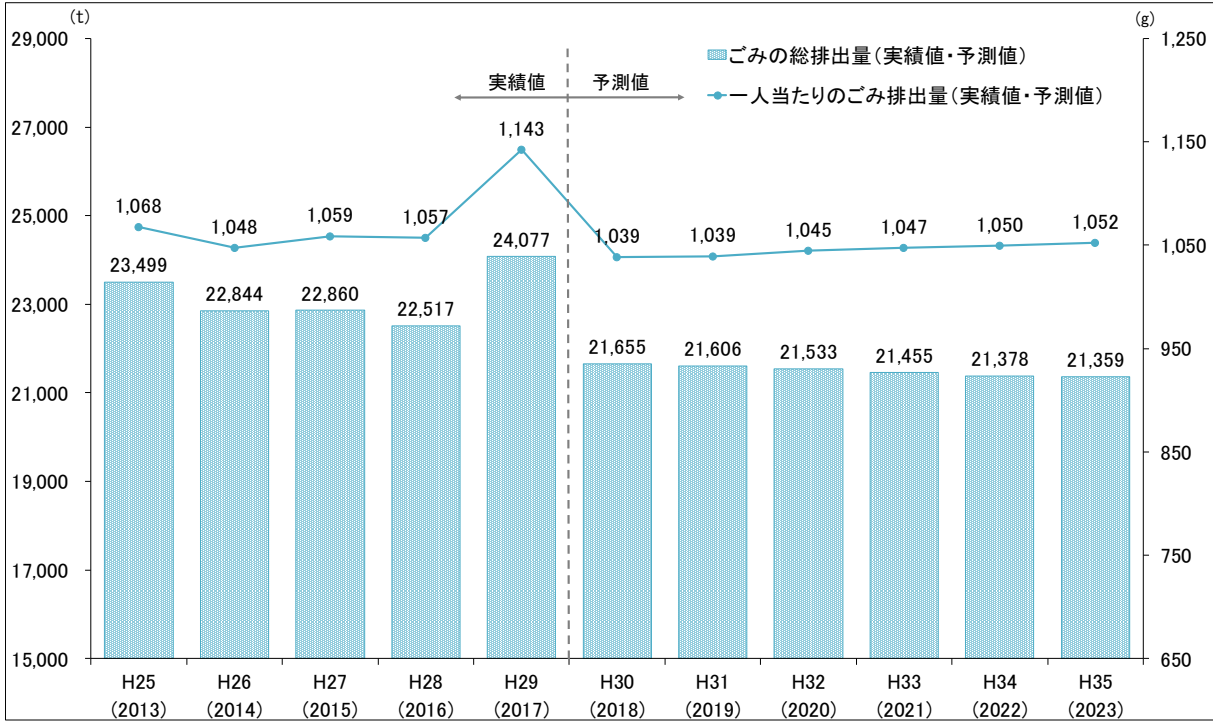


図 2-12 ごみの総排出量の推計結果

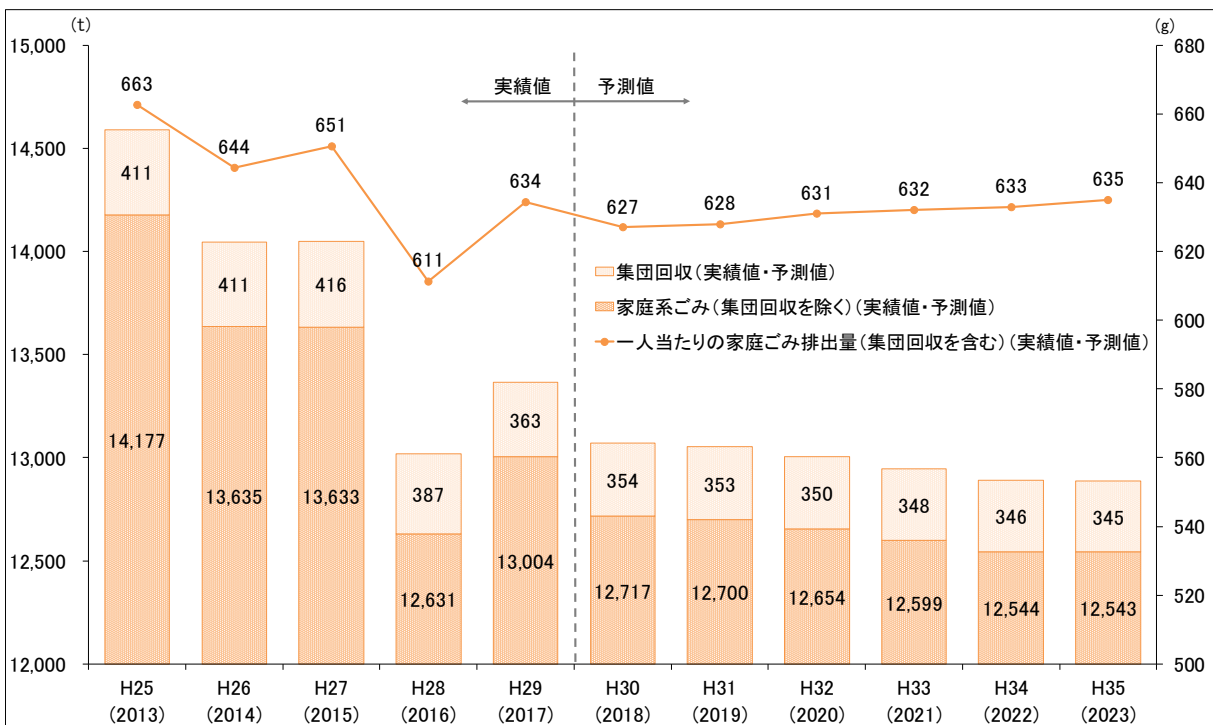


図 2-13 家庭系ごみ排出量の推計結果

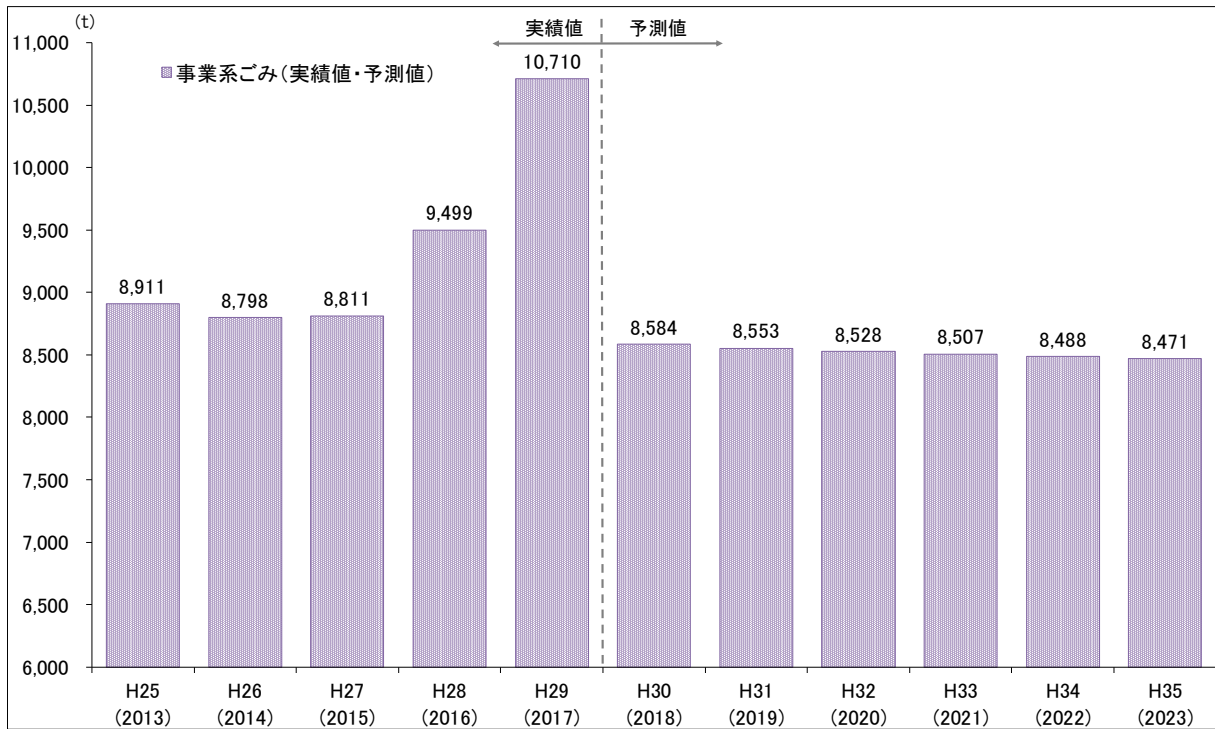


図 2-14 事業系ごみ排出量の推計結果

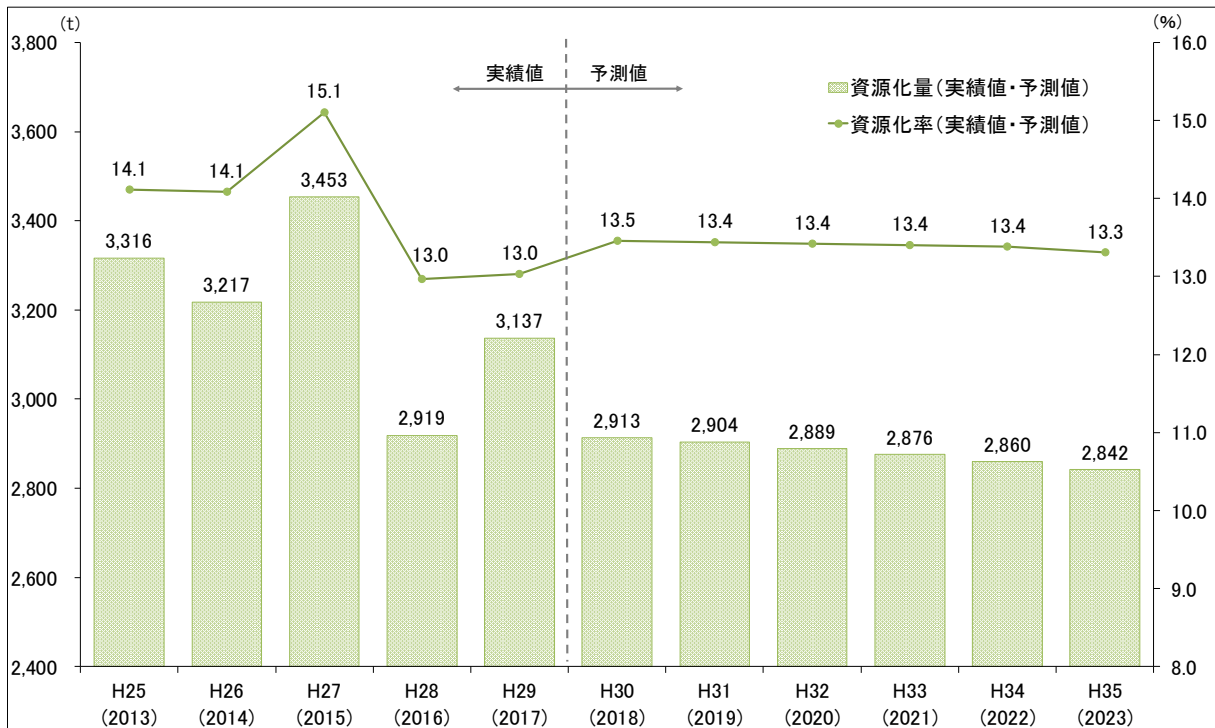


図 2-15 資源化量及び資源化率の推計結果

3 ごみ処理の達成目標

(1) 達成目標の設定方法

ごみ処理計画の着実な実施を目指すため、将来において達成すべき目標値を定めます。目標値は、国、県及び本市の総合計画などの上位計画での目標値を参考に設定します。

表 2-16 上位計画の目標値

廃棄物処理基本方針	目標年度	H32(2020) 目標値		
	一般廃棄物排出量	約 12%減 (H24 年度比)		
	再生利用率	27.0%以上		
	最終処分量	約 14%減 (H24 年度比)		
	一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	500 g 以下		
新潟県資源循環型社会推進計画	目標年度	H25(2013) 現在値	H30(2018) 目標値	H32(2020) 目標値
	一人1日当たりの ごみ排出量	1,039 g	980 g 以下	957 g 以下
	再生利用を除く 一人1日当たりの ごみ排出量	798 g	728 g 以下	700 g 以下
	再生利用率	23.2%	25.9%以上	27.0%以上
	最終処分率	9.8%	9.1%以下	8.8%以下
南魚沼市第2次総合計画	目標年度	H26(2014) 現在値	H31(2019) 目標値	H36(2024) 目標値
	一人1日当たり 家庭系ごみ搬入量 (集団回収除く)	623 g	610 g	598 g
	一人1日当たり 事業系ごみ搬入量	417 g	409 g	400 g
	リサイクル率	16.7%	17.2%	19.5%

(2) 達成目標

上位計画での目標値を踏まえて、ごみ処理計画において達成すべき目標値を次のように定めます。

また、目標年度までの推計は図 2-16 から図 2-19 のとおりです。

— 平成 35(2023)年度までに達成を目指す目標値 —

- ごみ総排出量 23,499t/年 ⇒ 20,661t/年(約 12.1%の削減)
- 市民一人1日当たりの家庭系ごみ 644g ⇒ 599g(45gの減量)
- 事業系ごみ排出量 8,911t/年 ⇒ 8,139t/年(約 8.7%の減量)
- 資源化率(リサイクル率) 14.1% ⇒ 17.6%(3.5%の増)

表 2-17 目標年度における予測値と目標値

項 目	単位	H25 (2013)	H29 (2017)	H35 (2023)	
		実績値	実績値	予測値	目標値
ごみの総排出量	t	23,499	24,077	21,359	20,661
家庭系ごみの排出量	t	14,177	13,004	12,543	12,157
事業系ごみの排出量	t	8,911	10,710	8,471	8,139
集団回収	t	411	363	345	365
一人1日当たりのごみの排出量	g	1,068	1,143	1,052	1,018
一人1日当たりの家庭系ごみの排出量 (集団回収除く)	g	644	617	618	599
資源化量	t	3,316	3,137	2,842	3,636
資源化率 (リサイクル率)	%	14.1	13.0	13.3	17.6

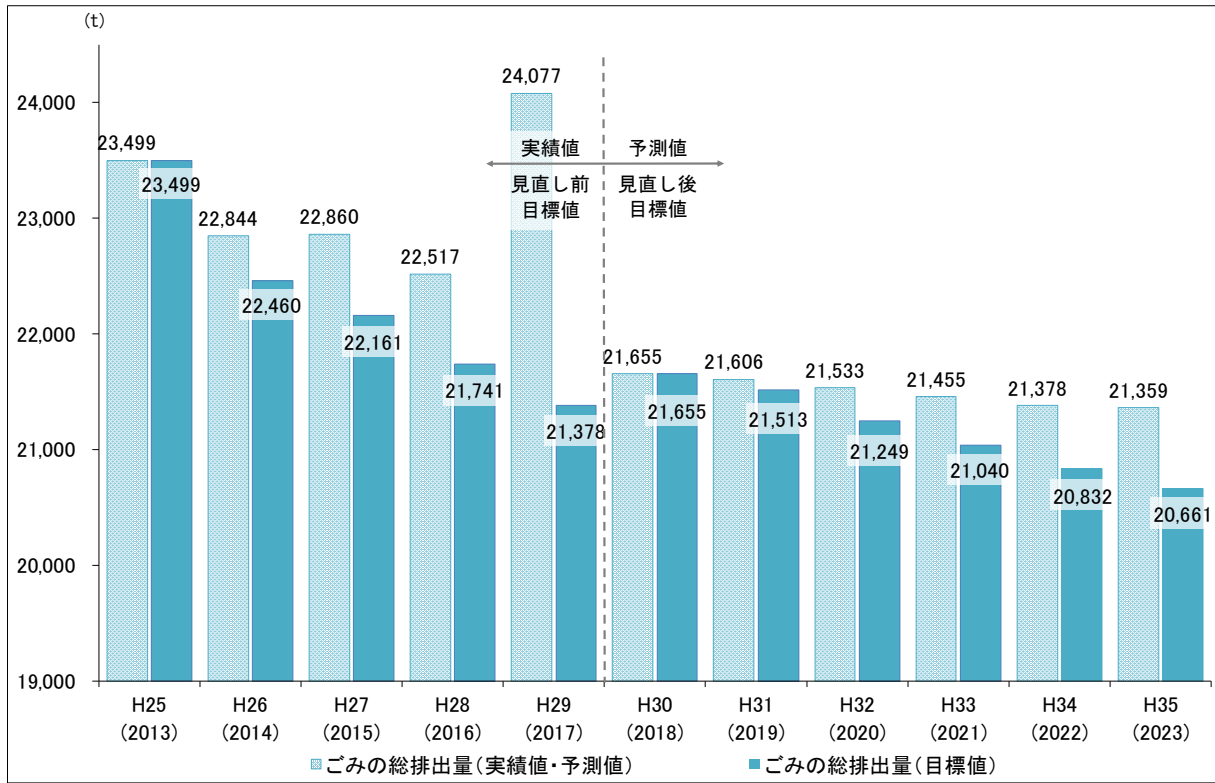


図 2-16 ごみ総排出量の推計

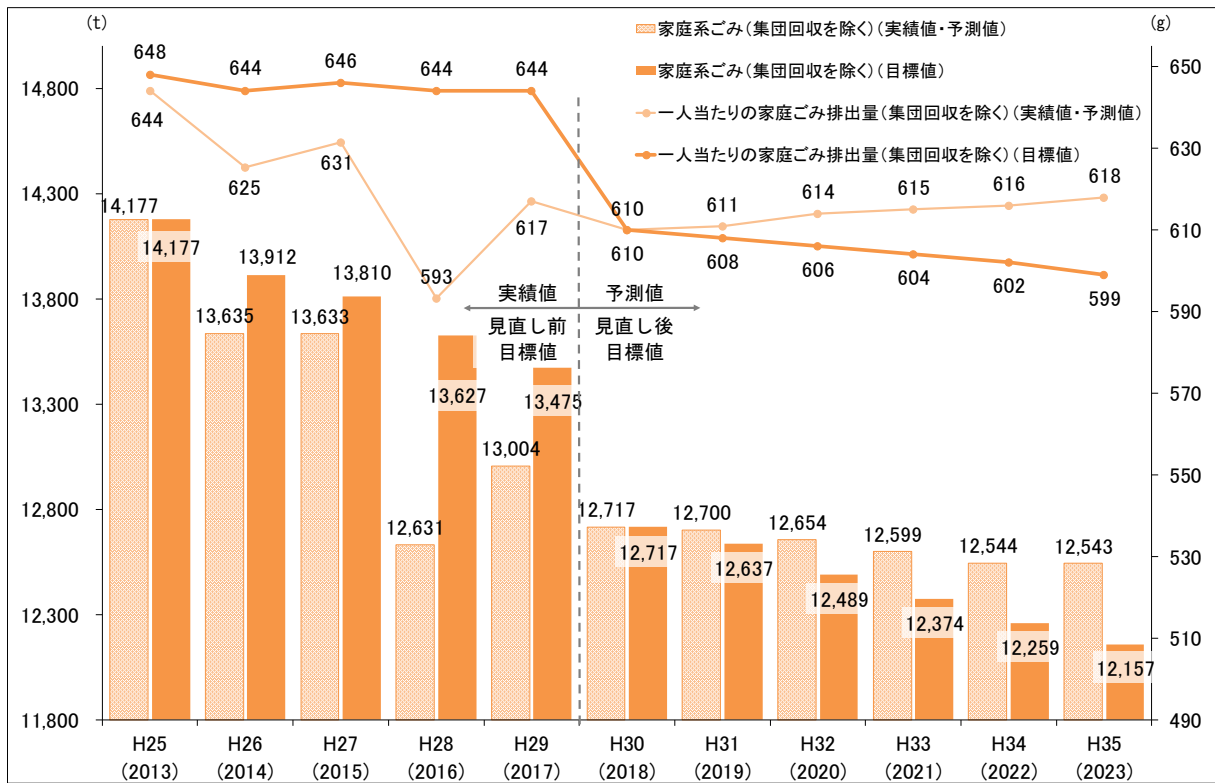


図 2-17 家庭系ごみ排出量の推計

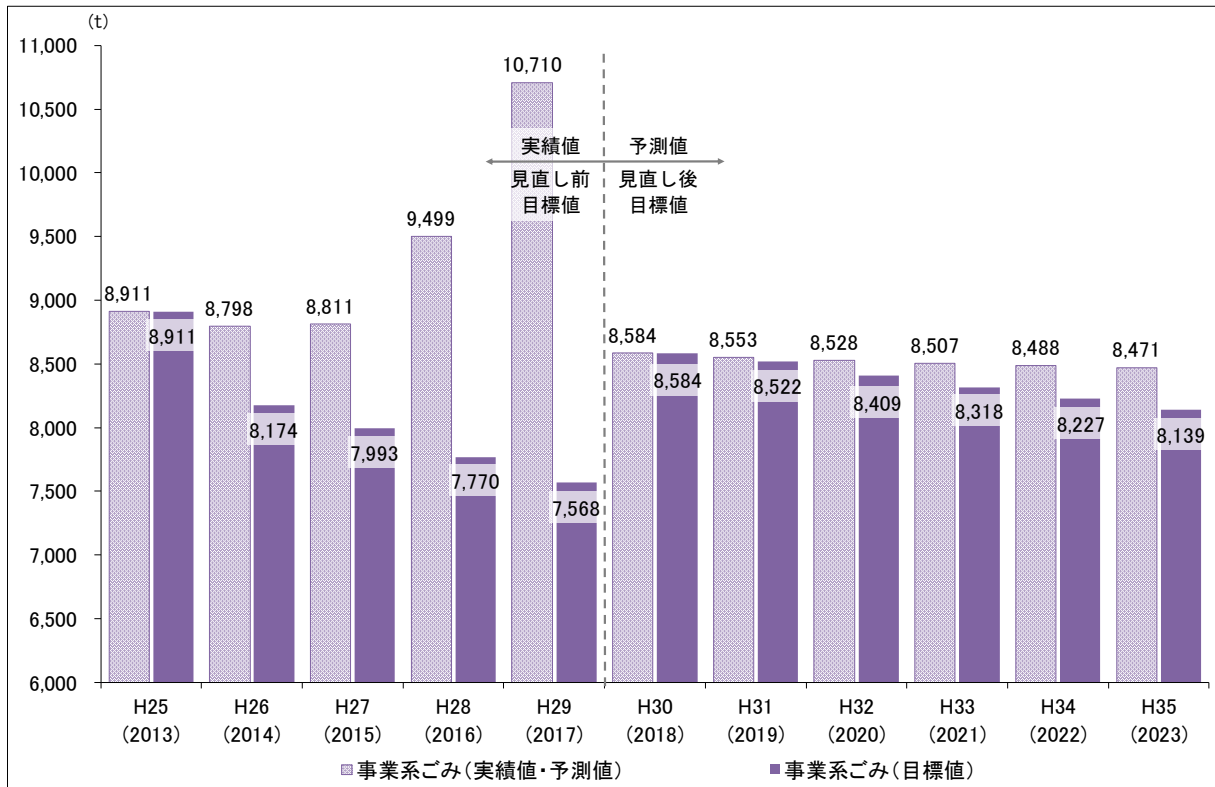


図 2-18 事業系ごみ排出量の推計

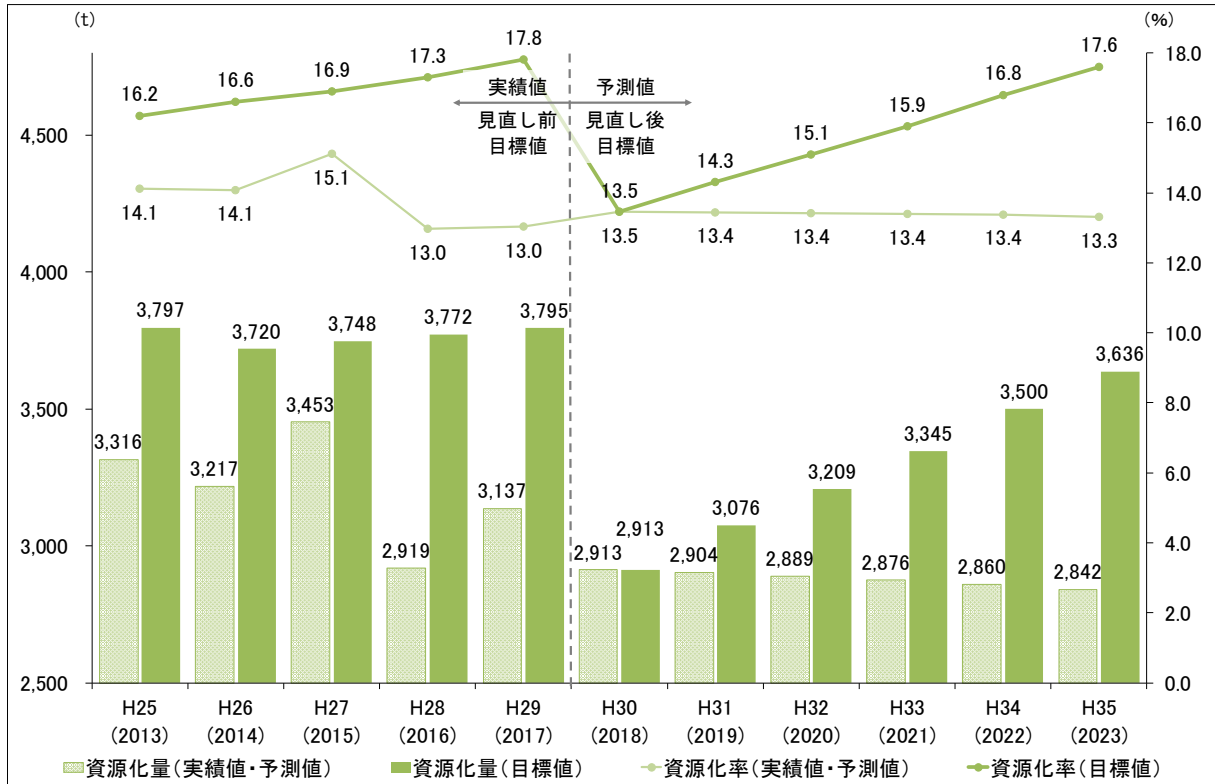


図 2-19 資源化量・資源化率の推計

4 ごみ処理計画

基本方針を踏まえ目標を達成するためには、具体的な施策を実施する必要があります。ごみ処理計画では目標達成のため、次のとおり施策を行います。

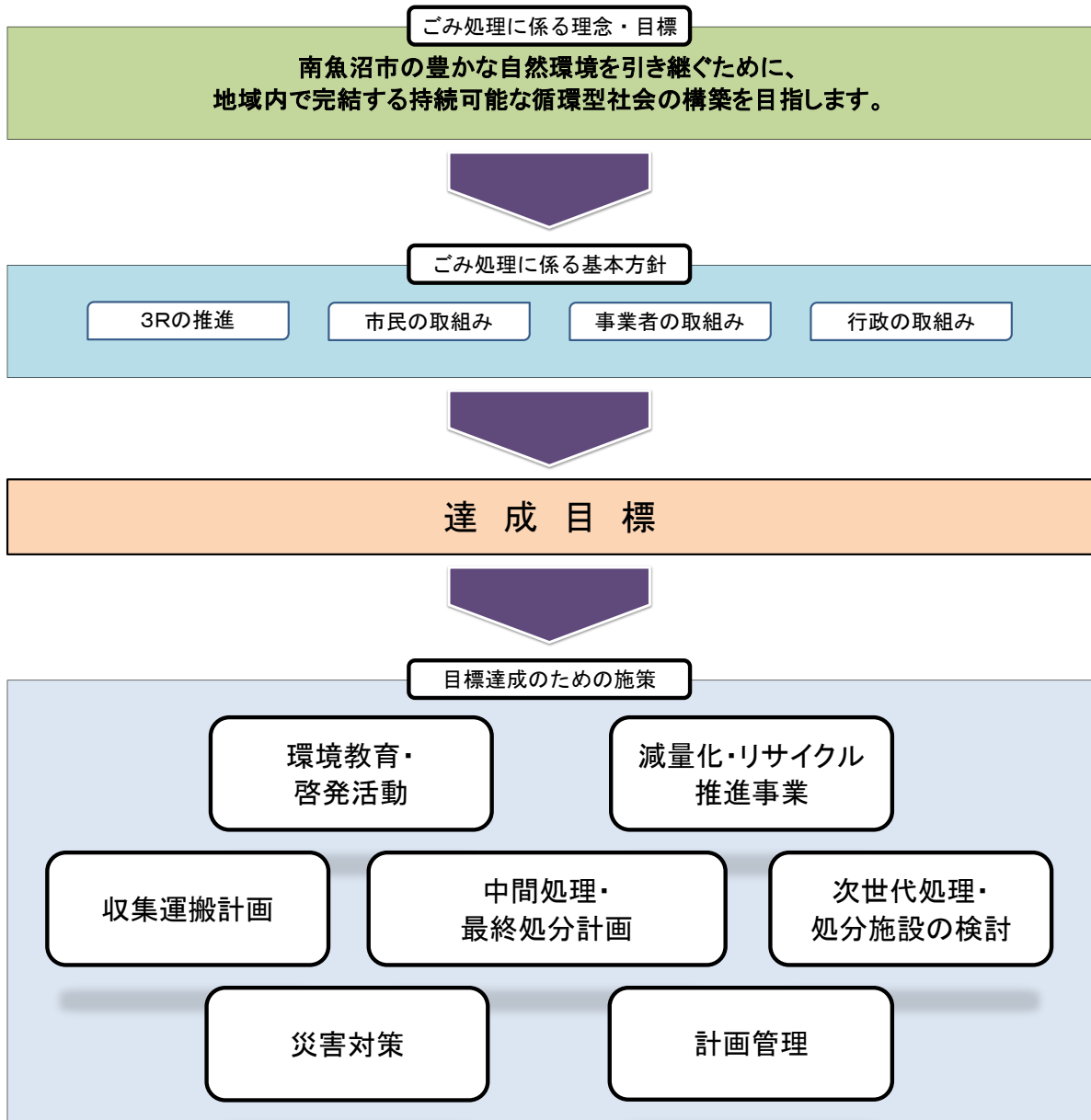


図 2-20 計画における施策の体系

(1) 環境教育・啓発活動

① 環境教育の推進

- ・幅広い年齢層に対する学習の機会を提供することから、環境教育への支援を行います。
- ・ごみ処理施設見学会の受入を継続します。
- ・市民ふれあい講座の充実を図ります。

② 環境美化活動の推進

- ・市内全域における「一斉清掃の日」を設定し、地域の環境美化活動を推進します。
- ・ボランティア団体の清掃活動等に伴い、ボランティア袋を支給し、環境美化活動を推進します。
- ・3魚沼地域における不法投棄連絡防止協議会事業の活用を含め、不法投棄の撤去や監視パトロールの強化を図ります。不法投棄撲滅に向けた監視体制の強化と広報等による市民意識の向上を図ります。

③ 啓発活動

- ・市報や啓発チラシ、ウェブサイトにより、ごみの現状や取組みについて周知を図ります。
- ・ごみの分け方・出し方ガイドブックや、ごみカレンダーを作成・活用し、ごみの分別への啓発を図ります。

(2) 減量化・リサイクル推進事業

① 減量化推進事業

- ・家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機を購入する市民へ、購入費の補助を行います。
- ・ディスプレイの設置を推進し、生ごみの減量化を図ります。(新規)
- ・レジ袋や紙袋の排出抑制を推進するため、マイバック運動等の普及を図ります。
- ・食品ロスを減らすために家庭や飲食店等での生ごみを減らすための運動を推進します。(新規)

② リサイクル推進事業

- ・子供会等の団体で実施する集団回収事業について、資源物の回収量に対して補助を行います。
- ・行政区でのごみステーション管理を支援し、分別回収を推進するため、ごみステーションの新規設置、改修等に対して補助を行います。
- ・古紙類などの資源物のごみステーションでの回収を継続します。

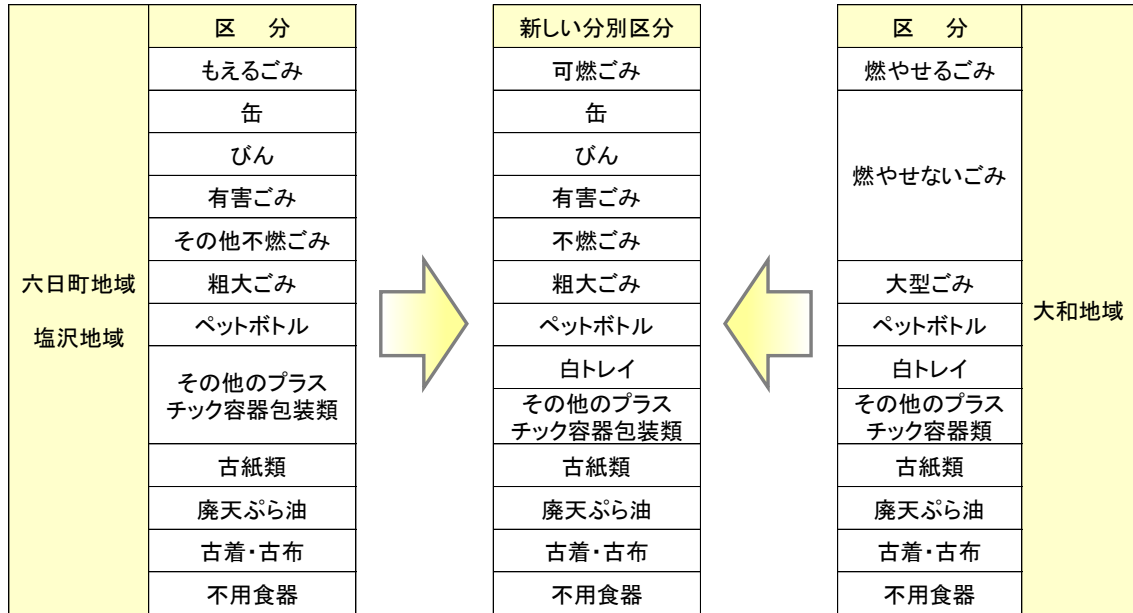
③ ごみ減量化・資源化登録店事業

- ・レジ袋の削減、商品の簡易包装化、店頭回収の実施等、ごみの減量化・再資源化への積極的な取り組みを推進している店舗を登録し、広く周知を図ります。

(3) 収集運搬計画

① ごみの分別

- ・新たなごみ処理施設の稼働までに、市内の分別区分の統一に向け調整を行い、分別区分が変更になった場合には市民への周知に努めます。



※ 新しい分別区分の名称は仮称です。今後変更することがあります。

図 2-21 分別区分の変更

② 家庭系ごみ

- ・家庭系ごみの収集運搬は、ごみ質や排出量の変化を見ながら委託業者による現在の収集体制を継続し、効率的で経済的な収集運搬体制の整備を図ります。
- ・家庭系ごみの分別区分が変更になった場合には、引き続き効率的で経済的な収集体制が維持できるように調整を行います。

③ 事業系ごみ

- ・事業系ごみの収集運搬は、事業者が自ら直接搬入するか、許可業者に収集運搬を委託し搬入することとします。
- ・事業系廃棄物の適正処理・処分について、市報等により周知を図ります。
- ・事業系ごみの多量排出事業者に対して、排出計画の作成を働きかけるなど、事業系ごみの減量化を推進します。(新規)

事業系一般廃棄物収集運搬業の許可について
 平成30年4月現在、市内の事業系一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者による収集運搬で充分に対応可能と判断します。よって今後、事業系一般廃棄物収集運搬業についての新規許可は行いません。

④ 拠点回収の実施

- ・廃天ぷら油、古着・古布、不用食器については、ごみ処理施設や市役所各庁舎などでの拠点回収の実施を継続します。

⑤ 処理困難物等の処理

- ・ごみ処理施設の処理能力を超えるもの及び危険性・有害性があるもの、各種リサイクル等関係法令の対象となっているものは、排出禁止物及び適正処理困難物として指定し、製造事業者及び販売事業者に処理を依頼することを原則とします。
- ・処理困難物等の処理方法は、市報等を活用し市民への周知徹底を図ります。

表 2-18 処理困難物

排出禁止物	品目	処理方法
有害性・危険性・引火性のある物	廃油、塗料、農薬、溶剤、ガスボンベ	販売店、専門業者等に処理を依頼する
容積又は重量の著しく大きい物	大型農機具（コンバインなど）、ピアノ、耐火金庫、シャッター、自動販売機	販売店、専門業者等に処理を依頼する
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物（注射針など）	かかりつけ医に回収を依頼する
適正処理困難物	自動車部品及びバイク部品（タイヤ、ホイール、バッテリーなど）、建築廃材類（鋼材、鉄筋ブロック、レンガ、石膏ボードなど）、コンクリート製品、土石類、ワイヤーロープ	販売店、専門業者等に処理を依頼する
リサイクル制度が構築されているもの	バイク	二輪車リサイクルシステムを利用
	消火器	廃消火器リサイクルシステムを利用
	テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル券システムを利用
	パソコン	パソコンリサイクルシステムを利用

(4) 中間処理・最終処分計画

① 中間処理の方法

- ・中間処理は、現状の処理方法を継続し、六日町・塩沢地域のごみは環境衛生センター可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設で処理し、大和地域のごみは魚沼市（エコプラント魚沼）に処理委託します。
- ・可燃ごみ処理施設の焼却に伴う熱エネルギーの回収を行い、施設の維持管理費及び燃料等の軽減に努めます。
- ・可燃ごみ処理施設から発生する溶融スラグは、JIS 品質管理を適正に行い、公共事業の埋戻し材やコンクリート二次製品化に利用することで、資源化の促進と埋立処分量の減量化を図ります。
- ・不燃ごみ処理施設では、不燃ごみ及び缶、びんなどの資源物を適正に選別・破碎処理し、できる限りの資源物を回収し、資源化率の向上と最終処分量の削減を図ります。
- ・ごみ処理施設では、騒音・悪臭・ダイオキシン類等の発生抑制等、環境負荷の軽減を図ります。
- ・古紙類及び拠点回収を行う廃天ぷら油、古着・古布、不用食器については、資源化を民間に委託し、リサイクルを推進します。

② 可燃ごみ処理施設延命化計画

- ・平成 23 年度に可燃ごみ処理施設の延命方針策定協議会を立ち上げ、可燃ごみ処理施設延命化計画書を策定しました。今後は、当該計画書の基本方針である延命期間 20 年以上（平成 35(2023)年以降）を目標に、施設の延命化を実施します。

③ 最終処分の方法

- ・最終処分については、現在の処分方法を継続し、可燃ごみ処理施設からの処理残渣は民間へ処分委託し、不燃ごみ処理施設からの処理残渣は柘形山最終処分場で適正に埋立処分します。

④ 最終処分場の管理

- ・最終処分場の管理に当たっては、安全施設や設備の機能を保持するとともに浸出水の処理を徹底し、地下水の定期的な調査を継続して実施するなど、安全性と衛生処理を重視した適正な運営を行います。

(5) 次世代処理・処分施設の検討

- ・南魚沼市、魚沼市及び湯沢町の二市一町で新たなごみ処理施設の整備計画を進めます。
- ・最終処分場の建設については、広域化も含めて今後検討を進めます。

(6) 災害対策

- ・震災や風水害等により多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、「南魚沼市地域防災計画」及び「南魚沼市災害廃棄物処理基本計画」に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関との連携、被災地及び避難所における廃棄物を適正に処理します。
- ・施設の被害を想定し、応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、施設点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備します。

(7) 計画管理

- ・ごみ処理計画の目標値については市民・事業者の理解と協力が必要であり、広く周知を図り、ごみ処理計画の検討事項等について、市報やホームページ等で情報を発信します。
- ・ごみ処理計画の進行状況等について、「南魚沼市廃棄物減量化等推進審議会」に報告し、「南魚沼市一般廃棄物処理実施計画」に反映させ、着実な実施を目指します。